（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、別記の品目数量を頭書の売買金額をもって頭書の時期までに、頭書の場所において発注者に引渡しをしなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡してはならない。

（債務の委任）

第３条　受注者は、発注者に対する債務の全部を一括して第三者に委任してはならない。

（契約内容の変更）

第４条　この契約の内容を変更するときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

（天災その他不可抗力による契約期間の延長）

第５条　受注者は、天災等その責めに帰することができない事由により頭書の期限までに債務を履行することができないときは、発注者に引受けの時期の延期を求めることができる。その延期日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

（納品書等の提出及び検査）

第６条　受注者は、債務の履行を完了したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者立会の下に検査を行い、検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

３　前項の検査に合格しないときは、受注者は、遅滞なく是正又は改善をして発注者の検査を受けなければならない。この場合における前項の期間は、発注者が受注者から是正又は改善を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

（契約代金の支払）

第７条　受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、適法な手続により売買代金を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（瑕疵担保）

第８条　発注者は、第6条第2項の引渡しの日から1年間、受注者に対して目的物の瑕疵の修補又はその修補にかえ若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には3年間とする

（遅延違約金）

第９条　受注者の責めに帰する事由により引渡しの時期までに債務の履行を完了することができない場合において、期限後に履行する見込みがあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して引渡しの時期を延期することができる。

２　前項の遅延利息の額は、売買金額から履行完了部分(検査に合格することを条件とする履行完了部分に限る。)に対する売買代金相当額を控除した額につき、年利●％の割合で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰する事由により第7条第2項の売買代金の支払が遅れた場合には、受注者は、同条同項の支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に対して請求することができる。

４　発注者が、第6条第2項の期間内に履行完了の検査をしない場合は、その期間を経過した日から検査をした日までの日数は、第7条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし、また、その遅延日数が、約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超過日数に応じて前項の遅延利息を支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第10条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)　受注者の責めに帰する事由により期限内に債務を履行する見込みがないと認められるとき。

(2)　第2条の定めに違反したとき。

(3)　前2号のほか、契約に違反したとき。

２　前項の定めにより契約を解除した場合において、債務の履行部分で検査に合格したものは発注者の所有とし、発注者は、その履行部分に対する売買代金相当額を支払うものとする。

３　前払金があるときは、前項の支払額と前払金額を差引清算するものとし、前払金額の残額があるときは、受注者は、その残額に利息を付して返還しなければならない。この場合における利息の額は、前払金の残額について前払金支払の日から返還の日まで年利5％の割合で計算した額とするものとする。

（契約の解除等と契約保証金の取扱い）

第11条　発注者は、第6条第2項の引渡しを受けたときは、直ちに、受注者に頭書の契約保証金を還付しなければならない。ただし、瑕疵担保義務終了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

２　前条第1項により発注者が契約を解除したときは、頭書の契約保証金は、発注者に帰属するものとし、なお損害があるときは、発注者は、その損害の賠償を請求することができる。

３　前項の定めは、受注者が、瑕疵担保義務を履行しないとき又はその責めに帰する事由により契約が無効となった場合に準用する。

（解除に伴う措置）

第12条　頭書の契約保証金を免除している場合において、第10条第1項の規定により発注者が契約を解除したときは、受注者は、頭書の売買金額から同条第2項に定める打切り精算額を差し引いた額の10分の1を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。受注者の責めに帰すべき事由により契約が無効となった場合においても同様とする。

（相殺）

第13条　この契約に基づく違約金等受注者の債務については、発注者は、売買代金と相殺できるものとし、なお不足を生ずるときは追徴するものとする。

（疑義の決定等）

第14条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　目 | 規格・仕様 | 数量 | 摘　　要 |
|  |  |  |  |